

(2006/03/31 08:00 登録)

平成十八年三月二十三日(木曜日)

午前十時二分開会

(中略)

○白眞勲君 民主党・新緑風会の白眞勲でございます。

ODAの改革、そのためには実際に今実施している様々なODAというものを見つつ検証していく必要があるのではないか、そういうふうに感じまして今日は質問させていただきたいというふうに思っております。

特に、スマトラ沖の大地震、津波に関する日本政府が行った緊急支援について御質問いたします。

私は、この件につきましては以前から何度も外交防衛委員会にて質問させていただき、また質問主意書でも政府の見解を伺っておりますが、当委員会が発足いたしましたので、この委員会にても外交防衛委員会と併せて質問させていただきたいと思っております。

まず、外務省にお尋ねいたしますが、昨年十月十三日の私の質問に際し、佐藤局長が、この支援については緊急といえれば緊急ですけれども、当面の復興ですねというふうにおっしゃっているわけなんです、この百四十六億円のインドネシアに対する緊急支援の額というものは、実は当面の復興であったわけで、つまり中長期的な支援だったというふうに言っているわけですね。

○政府参考人(佐藤重和君) このインドネシアの津波被害に対する支援ということで、我が国は、災害が起こりましてから非常に速やかにこの百四十六億円の支援というものをインドネシアに対して供与をするということを行ったわけでございます。これは当然ながら、このような大災害に対してできるだけ速やかに、インドネシア側のその災害、被害に対するニーズにできるだけ速やかにこたえるということで、緊急な対応、緊急な災害無償ということで、ノンプロジェクト方式でこれを供与するということを行ったということでございます。そういう意味では、私どもとしては、その緊急性、いわゆる緊急支援というふうにとらえております。

他方で、実際のその運用の過程で、インドネシア側の要望、これを踏まえながら実際は実施をしていくということございまして、通常の緊急災害で行

われますような医薬品であるとかいろいろな物資の、その当座の支給といったものに充てられるということ、それがこの百四十六億円も一部はそういうふうに使われていますが、そうでないインドネシア側としてはかなり施設物、例えば孤児院を修復するとか道路を修復するとか、そういうことを是非この百四十六億円でやってほしいということでインドネシア側からも要望がございまして、その要望にこたえて、そうしたいいわゆる施設物の復旧復興ということにもこの支援の中身をこれまで充ててきている、また現在も実施されているということでございます。

○白眞勲君 つまり、実際にこのインドネシア政府との一月十七日付けに締結された交換公文を読んでみたところ、どこにも緊急ということ、つまりエマージェンシーという言葉が入っていないということからしても緊急でも何でもないというふうにも判断できるわけで、今もお話あったように、ほとんどがそういう中長期的なものであるということであるわけですね。もう一度お答えいただきたいと思います。

○政府参考人(佐藤重和君) 今、白先生御指摘のインドネシア側との言わば合意の文書ということでございますが、これは一般にノンプロジェクト無償というものを供与するときの言わば文書のフォーマットにのっとっているもの

でございます。

他方で、私申し上げたように、今回の支援の決定に際しては、これは緊急災害に対する支援ということで支援を行ってきているということでございます、そのためにインドネシア側のニーズに応じて是非これをすぐやってほしい、あるいはこういう施設物をやってほしいということで、それに対してできるだけ速やかに対応をしてきているというものでございます。

[○白眞勲君](#) ところで、一月の二十一日に参議院と衆議院でこのスマトラ沖の地震の災害に対します決議が満場一致で採決されているんですけども、この文章を読みますと、既に実施している緊急支援に加え、国際社会との協調の下、社会基盤への深刻な打撃を受けた被災国の中長期的な復旧復興につながる支援に全力を傾注するというふうになっているわけですし、今の御答弁ですと、結局その一月十七日、つまりこの決議の前には中長期的にわたる支援というものについてインドネシア側ともう話が付いていたということにならないのかと。何のために我々国会はこの動議を出したのかさっぱり分からなくなると。まあちょっと言葉はきついかもしれませんが、結局、国会決議、国会軽視にならないのかというふうにも言えるんじゃないんでしょうか。その辺についてどうお考えでしょうか。

○政府参考人(佐藤重和君) 繰り返しになりますが、私どもとしてこれはインドネシア側のその時点での最も切実なニーズというものにこたえて対応をしてきているということでございまして、今お話のございました国会でのその決議というものについても、これは十分当然ながらそうした御指示を踏まえて私どもとしてはこの援助を実施をしているということでございます。

○白眞勲君 いや、私が申し上げているのは、一月十七日にはもう交換公文締結しているんですよ。今おっしゃいましたのは、佐藤局長さんおっしゃったのは、一月二十一日に踏まえてというのは変な話でして、その前にもうこの交換公文が締結されているということからして、だったら最初から、こういう交換公文で中長期的な視野にわたってもうきちんと話は付いていますよというのを国会に報告する必要もあつたんじゃないんだろうかと、何のために決議出したのか分かんないじゃないかということなんですね。もう一回その辺について御説明いただきたいと思います。

○政府参考人(佐藤重和君) 御指摘のように、交換公文そのもの、インドネシア側との公式の合意ということにつきましては、一月十七日ですか、その時点で私どもインドネシア側とやっているわけでございます。そして、これはその時点で正に災害に対する緊急の対応ということで、これはできるだけ

もう私どもとしては全力を挙げて非常に早いタイミングでインドネシア側とそういう合意を行ったと。

そして、その合意の中身というものについては、これはいろいろな可能性があるんで、いろいろなリスト、可能性のあるこういう物資、物資とか、あるいは施設の建設も含めまして、いろいろな今回の災害のニーズに対応する形、物資の供与からいろいろなものをリストアップをいたしまして、そうしたその合意の中身の中から、インドネシア側と、具体的中身についてはその時々々のニーズに応じてインドネシア側と協議をしながら中身を決定をしていくという段取りを踏んできていると、こういうことでございます。

○白眞勲君 ですから、申し上げているのは、内容的に見ても中長期的な視野に基づいてやっているんじゃないかということを私は申し上げているわけですよ。実際に、その実行されているものについても、去年一年間にほとんど実行されているものというのはないじゃないですか。お金もほとんど半分ぐらいはまだ払われてないような状況になっているということからしても、中長期的な視野に立ったものが、もう実際に一月の十七日の時点で、つまり二十一日の国会決議の前にはもう行われていたということからして、国会決議との整合性はどうなんですかという質問をもう一回しているんですよ。

ちょっとその辺についてもう一回、国会決議との整合性についてお答えください。

○政府参考人(佐藤重和君) 全体としてこのインドネシアの支援に対しては、今百四十六億円のうち実際に契約済みのものは八十億円以上ということございまして、支払済みのものは約二十六億円ということで、全体の実施というものは今鋭意進めているということでございます。

そういう意味で、できるだけ緊急性を持って対応をしてきているということでございますが、当然ながらこれはいろいろな施設物というものは、当然ながらこれからの中期的なインドネシアの復興にも当然資するものであるということでございます。

○白眞勲君 国会決議との整合性について質問しているんですよ、私は。その辺についての答えになっていないんじゃないでしょうか。もう一度お答えください。

○委員長(山崎正昭君) 佐藤経済協力局長、明解に答弁願います。

○政府参考人(佐藤重和君) 先ほども少し申し上げましたが、具体的なその支援内容というものにつきましては、EN、交換公文の中でいろいろな可能性を記述をして、その上で具体的なその支援内容、どういう物資を供与す

るか、あるいはどういう施設を建設をするかということについては、私どもと、具体的には大使館と、それからインドネシア政府というものがコミッティーをつくりまして協議をしながら具体的に順次決めてきているということでございまして、そういう意味では、その国会決議を踏まえてそうした支援内容というものを決定をしてきているということを申し上げることができると思います。

○白眞勲君 何か余り説明になっていないような説明じゃないかなと私は思うんですけれども。

じゃ、ちょっと財務省にお聞きしたいと思うんですけれども、インドネシア政府側からODAに関していろいろ頼んできているんだと思うんですね、最近もそうだと思うんです。そのうち、例えば二〇〇五年の四月にJBICの金利を、それまでの一・三%を一・五%に上げるとの通告をインドネシア政府側にしたというんだそうですけれども、こういう大災害、未曾有の大災害が起きているにもかかわらず、その年の四月、その三月の二十八日にはもう一回大地震が起きているんですね、インドネシアで。それにもかかわらず、四月にまたJBICの金利を上げることというのは、ちょっとこれおかしいんじゃないのかなというふうに思うんですけれども、いかがでございませうか。

○副大臣(竹本直一君) 円借款の供与につきましては、世界の各レベルの

国を下から、LDC、貧困国、低所得国、中所得国、中進国、このように分けており、先生よく御存じのとおりでございますけれども、この当該インドネシアの場合は低所得国に該当するわけございまして、この低所得国の供与条件は基準が一般条件で一・五と、このようになっております。

インドネシアの場合は償還期間が三十年、うち据置期間が十年、そして金利が先生おっしゃったように一・五と、こういうことにしております、確かにおっしゃるように、直前に大災害等起こっておりますので気の毒ではないかという感情もあるかと思いますが、世界全体の国の発展のレベルを見まして、こういうふうにしておるわけでございます。

○白眞勲君 財務大臣、そうおっしゃいますけれども、私も今議論したように、一月二十一日には国会決議がなされて、その舌の根も乾かないうちに金利を上げよう。ちょっと私、どうしても合点がいかないんですね。このようにアジアの友人がひどい目に遭っているときに、お互いさまじゃないかと、もう少し配慮してもよろしいんじゃないのかなと。全部の要求を受け入れる必要はないかもしれないけれども、やっぱりそういったところについて、ちょっと言い方は悪いかもしれませんが、傷口に塩を塗るような行為をアジアの友人として行っていいものかと。それ、どのように、ちょっと麻生外務大臣、どうお

考えですか。

○国務大臣(麻生太郎君) なかなか立場立場が違いますので言いにくいところでしょうけれども、タイミングとしては余り適切なタイミング、どうせ上げるにしても適切なタイミングじゃないんじゃないかなという感じはしますけど。

○白眞勲君 そうだと思っんですね。小泉総理はこの一月の六日、平成十七年ですけども、ASEAN主催緊急首脳会議においてもこう言っているんですよ。被災国からの要請があれば、関係各国とともに公的債務の支払を一定期間猶予すべく、これら各国にも働き掛けていきますとスピーチされているんですね。つまり、ほかの国には働き掛けますよと言っていて、自分のところは金利を上げましょうと。これ、ちょっとおかしいんじゃないかなと思っんですね。

これはやっぱり副大臣、もうちょっと何かこの辺考えて、考慮するぐらいのことを御答弁されてもいいんじゃないでしょうか。

○副大臣(竹本直一君) 実は、インドネシアは一人当たりGNIが徐々に上昇しておりまして、今年度から所得金額が、先ほど申し上げました説明に従って言うんですけど、貧困国から低所得国に一ランク上がっております。これによって、一般条件金利がこれまでは一・三%であったんですけど、今度

の低所得国になりますと一・五%が基準金利になります。

そこで、昨年からインドネシア側が適用を当面留保してほしいという要請がございました。これに対して、我が国の政府、大使館側から、要望に応じることが困難な旨をたびたび説明した結果、既にインドネシア側は了解していると承知をいたしております。

○政府参考人(佐藤重和君) 金利の問題については、ただいま財務副大臣より御答弁あったとおりでございますが、インドネシア側に対するその配慮ということでございますが、先ほど白先生の方から、その公的債務の支払の猶予というお話がございましたが、インドネシア側に対しましては、その津波災害というものを受けまして、昨年その一年間、いわゆる公的債務の支払、いわゆるモラトリアムと称しておりますが、債務の支払の猶予というものを特別に配慮をして行っております。

○白眞勲君 そうはいつでも、今、官僚の棒読みみたいなことを言わないで、政治家なんですから。今、麻生大臣もちょっとタイミングが悪いんじゃないのとおっしゃったばかりじゃないですか。それでその今度は副大臣が、いやいや、やっぱりこれこれしかじかで、低、貧、何ですか、低所得国ですか、何かそういうことだからって自動的に上がるんです、これって、エレベーターじ

やないんだし、やっぱりそこは政治家であるんですから、いや、これは考えようじゃないと。やっぱり、インドネシアってアジアの大切な友人なわけですよ。国会決議でも、中長期的な視野に基づいたという言葉が入っているんですから。もう一言ちょっとお願いしますよ。

○副大臣(竹本直一君) 非常に役人答弁と言われても仕方ないところもあるかもしれませんが、要は、いろいろな災害ありましたんで、それに関しましてパリ・クラブの合意もありましたので二回の債務繰延べを行っておりますし、二〇〇四年十二月のスマトラ沖地震・津波災害による被害を踏まえまして、二〇〇五年度中に支払期限が到来する債務についても支払猶予を行っております。

ですから、いろいろな債務があるわけで、そういったところを猶予しておりますので、金利は一・五というのはきついけれども、企業は響くけれども、まあそこはひとつよろしくお願ひしたいということを再三政府からお願ひしまして、一応向こうから分かりましたという了解をいただいていると、このように理解しております。

○白眞勲君 それはやっぱり、私も民間にいたとき言われましたよ。銀行から金利を上げるぞと言われてたら、嫌だ嫌だと言われてたって、何だかんだと言

われりゃ、それはしようがないですねと言うんです。それはしようがないですねと言われたから上げるのもういいんですという話じゃないでしょうと私は思うんですね。別にその金利をゼロにしろと言っている、向こうは、ただ、ただ、国民だって、〇・二%ねという、いいじゃないという感じになりますよ。もう一回お願いします。

○副大臣(竹本直一君) 先生御承知のとおり、日本からのODA、毎年一兆円以上出ておるわけですが、一番の享受国は、一、二位を争うのは大体インドネシアなんですよ。

ですから、それを見ても分かるように、日本の国益を考えても、日本の外交姿勢を考えても、アジア重視の中で特にインドネシアは大事だという認識がございます。したがいまして、単なる金利条件云々だけで良くなる、悪くなるという問題じゃなく、総合的にしっかりとした親密な関係で付き合いたいと考えている国でございますので、財政面におきましても十分配慮しながらこれから対応していきたいと、そのように思っております。

○白眞勲君 ありがとうございます。やっと配慮という言葉をいただいたということで、是非配慮を強力にさせていただきたいというふうに御要望をしたいと思います。

続きまして、実際の支援の方法につきましてお伺いをしたいと思います。

先般、週刊誌に津波関連の支援のやり方についての記事が出て、それに対する反論文が外務省のホームページに載っておりますけれども、まず私自身確認しておきたいのは、今日、この国会の場でその記事の内容やその信憑性について質問するつもりではないということを前提でお聞きしたいと思うんですが、ただ、幾つかの点で私の認識と違う部分がありますので、その部分についてお聞きします。

四月の十二日、あるいはその前後に、インドネシアの当時、経済担当大臣であったアルウィ大臣とインドネシアの日本大使館渡邊公使は会っていないですね。

○政府参考人(佐藤重和君) 白先生の方から週刊誌における報道というお話がございました。

その報道の中で、四月の十二日に飯村大使に代わって渡邊公使がアルウィ大臣に面会したというような記載がございます。そうした事実はございません。

○白眞勲君 ということは、昨年春ごろに会っていないということですね。

○政府参考人(佐藤重和君) これは渡邊公使、これは経済担当公使でご

ざいますので、アルウィ・シハブ担当大臣とこれは会っていないということはないと思います。

○白眞勲君 四月の十二日、あるいはその前後に、あるいは春ごろに会っている、あるいはその辺どうなんでしょうか。もう一回お願いします。

○政府参考人(佐藤重和君) これは私ども確認をいたしました。先ほどのような形で、その週刊誌の記事につきましてはこれは事実関係が食い違っているわけですが、飯村大使が会ったと、これは飯村大使が会っているときですが、その場に同行していているという事実はあるということを承知しております。

○白眞勲君 それはいつですか。

○政府参考人(佐藤重和君) それは四月の十二日ということでございます。

○白眞勲君 つまり、四月の十二日に飯村大使と渡邊公使が会ったということですね。

○政府参考人(佐藤重和君) そういう意味では物理的には会っているということですが、いわゆる、その飯村大使が当然ながらこれはアルウィ・シハブ大臣に会いに行ったというときにそこに同席をしたということでございます。

○白眞勲君 実は私、このホームページには、四月十二日にインドネシアのアルウィ大臣から渡邊公使に対して追加の要望を伝えたにもかかわらず、結局受け入れられなかったという指摘がありますが、事実関係はどうなっているのかということに対して、そのような事実は一切ありません、そもそも四月十二日に飯村大使に代わって渡邊公使がアルウィ大臣に面会したという事実もありませんというふうに書いてあって、これ見ると、ああ、渡邊公使は、一般国民からすれば、あら、四月十二日に会ってないんだなと、この事実自体がないんだなと思ひまして、私は、この資料をちょっと入手したんですが、これはアルウィ大臣の側近が持っていたファイルからいただいた資料と言われているものなんですけれども、そこにはアルウィ大臣の四月十一日と十二日の予定が事細かに書いてあります。

これは、皆さんにお見せしてもいいと言われてはいるんですけれども、内容がまあ一国の大臣の予定表とも言われていますので、失礼があつてはいけないので、ちょっとお見せすることは構いませんけれども、コピーなどは控えさせていただきます。

それによりますと、四月の十二日午後四時に飯村大使がアチェの援助で話に来ると書いてあるんです、これ。これ、四時に会ったんですか。

○政府参考人(佐藤重和君) 恐縮でございますが、時間についてはちょっと、ただいまちょっと手元に資料がございません。

○白眞勲君 まあいずれにしましても、そうすると、このホームページで何か全否定をされているんですね、これ見ると。これ、おかしいんじゃないんですか。

○政府参考人(佐藤重和君) この記事につきましては、その飯村大使をそのアルウィ大臣が呼びましたと。すると、代わって渡邊公使が説明に来て、このアチエの支援の話をして、渡邊公使の方から、アチエのその支援については既に使途が決まっております変更はできないということが渡邊公使からそのアルウィ大臣に伝えられたという記事になっております。

そういう意味で、この記事の内容については全く事実関係と違ったものだと考えております。

○白眞勲君 でも、四月十二日に会っているわけですね。で、実際に経済担当が渡邊公使である以上、飯村大使が行っても、説明としてはやはり渡邊公使が説明をしたと。つまり、その飯村大使に代わって説明をしたという部分においては、この記事を全否定するだけのものではないと思うんですけども、いかがでございますか。

○政府参考人(佐藤重和君) ただいま申し上げましたが、このアチェの支援について、その渡邊公使の方からこの使途がどうであるとか、あるいはアルウィ大臣から具体的にこれをこうしてくれというような要請があって、それに対して公使の渡邊の方が何かを答えた、そういうやり取りというものはございません。

○白眞勲君 ただ、このホームページを見ますと、これ、ホームページというのは御存じのように、まあ私が言うこともないんですけども、これは当然インドネシア側もみんな見ているんですね。

で、私の聞いている話ですと、おかしいじゃないかと、その四月の十二日に確かに渡邊公使が、そういうことで我々は依頼したのにかかわらず、こういった形のものを全否定されているというのはどういうことなんだというふうに不信感を持っているというふうにも話を聞いているんですよ。

ちょっとこれ、もう一回ちょっと明確な説明してくれませんか。こういうふうに書いたってことは、これはもう全部否定していることになりますよ。

○政府参考人(佐藤重和君) 繰り返しになりますが、この公使の渡邊がその飯村大使に代わってアルウィ大臣に会ったということはないと、そういうことで否定を申し上げているわけです。また、更に付け加えますと、先ほど申

し上げましたその具体的な支援について、そのアルウィ大臣とその渡邊がやり取りをしたということもないということでございます。

○白眞勲君 何かこういう書き方されると、会うこと自体何か否定しているんですね、これ見るとね。渡邊公使が会っていないって書いてあるじゃないですか。

会ってるんだったら会ってるって書きながら、飯村大使とは一緒には行っているけれども、今言ったような御答弁をされたらどうだったんですか。何でこういう書き方したんですか、これ。

○政府参考人(佐藤重和君) この記事は、その飯村大使を中心に、まあいろいろ事実に反する記述が書かれているわけでございますが、そういう意味で、ここのところは飯村大使に代わって渡邊公使がと、まあ飯村大使がそこに行かずに渡邊公使がそこに行って、その支援の説明をしたという記事でございますので、その点については明らかに事実と食い違っているということでございます。

○白眞勲君 事実と食い違っているほどのものでも私はないと思うんですね。その飯村大使と渡邊公使は会いにいらしているわけですよ。これは飯村大使に代わって渡邊公使が面会したという事実もありませんって書いてあるん

ですよ。やっぱり、これきちっと書くべきなんじゃなかったのかと私は思うんですけれども、それ誤解を招きませんかということなんです、私が言っているのは。

もう一回、御答弁願います。

○政府参考人(佐藤重和君) 繰り返しになりますが、飯村大使に代わって渡邊公使がアルウィ大臣に会いにいったということは、これはないわけでございます。

○白眞勲君 その先に進めなくなるんですよ、私。

この四月の十二日に会った会わないで何か私もやっているのも何かどうなのかなというふうにも思われますけれども、これ非常に重要なんですね。会っているわけですね、だから結局は。会っているにもかかわらず、なぜホームページにはこういう書き方をしたんですかと。会うこと自体を何か否定するような書き方をしていると、何かやましいことでもしているんじゃないかと疑われるんですよ。ちゃんと直すべきことなんじゃないんですか。

○政府参考人(佐藤重和君) 御指摘ではございますが、全く、やましいということでは全くございません。

○白眞勲君 いや、私は別にやましいと言っているわけじゃない。やましい

と疑われてしまいますよというふうに申し上げているわけなんですよ。

私、別に佐藤局長さんをここで責めているわけじゃないんですね。これちょっと、何かちょっと今膨れた顔をしていたんで私申し上げるけれど、そうじゃないんですよ。佐藤さんはもう今日来るのも本当は嫌だなと思っていると思うんですよ。何度も私も佐藤さんとやっているから。で、こういうことについて恐らくインドネシア側に確認をして、で、向こうからは本当に会っていないのかとか会ったとかやっているわけですよ。何でおれここにいるんだみたいな感じだと思うんですけれども、でもきちっとここはしていかないといけないんじゃないかと私は思うわけなんです。

じゃ、ちょっと聞きますけれども、今、何ですかね、ここでアルウィ大臣は渡邊公使に対して追加の要望を伝えたということも否定した、御発言が今ありましたけれども、そうでいいんですね。

○政府参考人(佐藤重和君) そのとおりでございます。

○白眞勲君 私、この前、アルウィ大臣とインドネシアでお会いしたときに、アルウィ大臣がこうおっしゃっているんですね。トレーニングセンターを造ってほしいと渡邊公使に伝えたって言っているんですよ。

そうすると、私が聞いた人はアルウィ大臣じゃなかったということですかね。

その辺、もう一回ちょっと御答弁願います。

○政府参考人(佐藤重和君) 今回の白先生お話の内容については、私自身は承知をいたしておりませんが、実際にこういった記事が出たということで、私どもも当然ながら公使の渡邊の方にも、どういうやり取りがあった、どういう日にどういうことをしたんだということは当然確認をしているわけで、私どもとして渡邊の方から聞いている限りで、今のような追加の支援の話ということとはアルウィ大臣から伺うということとはなかったというふうに承知しております。

○白眞勲君 佐藤さんとしては、多分この件についても相当向こうと、インドネシアにある日本大使館とやって、そういう話を伝聞として聞いているということによろしゅうございますね。

○政府参考人(佐藤重和君) 我が方大使館から確認をしているということでございます。

○白眞勲君 そうすると、私のいわゆるアルウィ大臣と確認したのと全然食い違うんですね、これ。渡邊公使と会ったときにこういうやり取りがあったよということを私は聞いているわけですし、この辺、やっぱりきちっとしておかないといけないんじゃないかなというふうに思うんですよ。

で、ここでちょっと委員長にお願いしたいんですけれども、是非、これは佐藤局長さんこれ以上責めてもしょうがないような感じがするわけで、ちゃんと、やっぱり日本国大使館の飯村さん、あるいはその担当者である渡邊公使を是非ここに呼んでいただいて、きちんとこの辺についての御説明を伺いたいということをお願いしたいと思うんですけれども。

○委員長(山崎正昭君) ただいまの件につきましては、後刻理事会において協議させていただきます。

○白眞勲君 なぜここまで私がしつこく聞くのかというと、アルウィ大臣はトレーニングセンターを造ってほしいと渡邊公使に伝えたんですけれども、何かそれが立ち消えになっちゃったというふうにおっしゃっているんですよ。で、相手国の大臣ですよ。その大臣に対して依頼があったら、当然のごとくその方に対して、まあできるできないは別にしても、何らかの報告する必要があったというものが私は礼儀だと思うんですね。例えば、それが何かの立ち話程度の話だとしても、外務省では小泉総理大臣と胡錦濤主席との会談も立ち話ということで報告を受けたことも私ありますから、やっぱりこれはちゃんと、きちんと対応を取るべきなんじゃないかなというふうに思いますけれども、大臣、いかがでございますか、麻生大臣。

○国務大臣(麻生太郎君) 話が込み入ってくるとこっちに振られるんであれですけども、基本的に、意見のそごがある、ましてや相手が閣僚となれば、しかるべき報告がきちんとすり合わせが行われていないという、なかなかその後の話に影響してくると思いますので、そういったきちんとそごがない、間ができないような努力をしておかねばならぬところだと、私もそう思います。

○白眞勲君 正に大臣がおっしゃったように、やはり日本大使館とそれから外務省との意思の疎通、あるいは私がもしかしたら間違っているかもしれませんが、これは。それにしても、やっぱりきちっと確認する必要があるんじゃないかなと、やっぱりこの辺は非常に重要な部分があるんじゃないかと思えますので、是非、委員長、よろしく願い、あと自民党の皆さんもよろしく願います、理事の皆さんもよろしく願います。

それで、続きまして、日本国際協力システム、JICSの佐々木理事長さん、お伺いいたします。

JICSのどなたかが過去にバンダアチェ復興庁のクントロ長官とはお会いしていますでしょうか。

○参考人(佐々木高久君) お答えいたします。

昨年十二月にJICSの現地事務所の責任者とそれから担当職員、合計二名がアチェ・ニアス復興庁におきましてクントロ長官にお会いした経緯がございます。

○白眞勲君 ああ、そうですか。私はJICSのクントロ長官にお会いしましたところ、私とJICSとはコミュニケーションはないと言ったんですよ。これは話がちょっと違うんですけども、もう一度御確認願います。

○参考人(佐々木高久君) お答えいたします。

この件につきましては、現地の事務所の責任者に確認いたしまして、十二月十四日にお会いしましたということでございます。

なお、通常業務、JICSの通常業務におきましては、主に担当の次官と常時接触しておるということでございます。

○白眞勲君 十二月十四日にどういう話をされたんでしょうか。

○参考人(佐々木高久君) 十二月十四日に道路案件の打合せ会がございまして、その席でお会いしたということでございます。

○白眞勲君 クントロ長官はですね、私と一月にお会いしたときに、もうJICSではなくて、我々はもうJICAとやりたいんだと、その件についてJICAにもお話ししたということなんですけれども、JICAさんは御存じでいらっしゃる

すか。

○参考人(小島誠二君) お答え申し上げます。

当然のことながら、JICAといたしましてもいろいろなレベルでクントロ長官と意見交換をする機会がございました。理事長も含めてお会いする機会がございましたけれども、関係者に確認をいたしましたところ、クントロ長官から直接そのような御要請はなかったというふうな報告を受けております。

○白眞勲君 まあ、私は、この援助全体のスキームというものを見直す必要があるんじゃないかなと。いずれにしても、クントロ長官は私に対してはJICSとはコミュニケーションはないと断言されて、JICAとばかりコミュニケーションがあるんだって言っているんですね。ところが、実際この案件というのはJICSが主体としてやっていかなきゃいけない案件なんですよ。

ですから、そういった関係からすると、私は何かこれ、一般無償と技術協力はJICAがやって、ノンプロ無償はJICSが外務省とやっているということがちぐはぐになっているんじゃないのかなというふうにも思えるわけですし、相手から見ると一体だれが今回の相談相手なのということがさっぱり分からないということなんだと思うんですよ。

ちょっとこの辺ね、大臣、その窓口、やっぱり、今はまあちょうどそのODA

の改革ということもあるんですけど、その辺どうですか。また大臣に振るわけですけども。

○政府参考人(佐藤重和君) ただいま白先生の方から、インドネシア側として相談相手はどこなんだと、JICSなのかJICAなのかというお話がございましたが、私ども、インドネシア側とはその政府間で協議会というものを設けておりまして、これは頻繁に開催をしております。そして、その協議会におきましては、これは我々政府でございますが、具体的には大使館でございます。そこと、大使館と、それから向こうのその災害復興担当機関、バペナスであるとかバコルナスであるとかあるいはアチェの復興庁といったところと、これは正に頻繁に相談をしていると、こういうことでございまして、その点については問題ないと考えております。

○国務大臣(麻生太郎君) 先ほどの話と基本的には同じなんだと思いますけど。

白先生、まあ現地にいて長くいると、向こうの担当者は同一人物、こちらの方は三年に一遍ぐらい担当者が、まあ役所の場合替わります。そこに行くと、かなりそこにずっといると、何となく波長が合ったり気心が知れたりするところと、何となく行きたいのは分からぬわけじゃないんですけども、いずれに

しても、向こうの話しやすい相手がこっち側の担当者とは必ずしも一致するとは限りませんから、そのところはお互いさま、いやこれは担当が替わったんだと言っています。まあ三年や四年に一遍替わってきますので、そこをきちんと引き継いで後をやっていくという意味においては詰め、まあそこらの引継業務の詰めがきちんとしてないと今言われたような話がいろいろ出てくるんだと思いますので、今度一本化されるに当たってはそこらのところ、詰めはきちんと更にしていくように努力させたいと存じます。

○白眞勲君 確かに、私はJICSもJICAさんも別に責め立てているわけではないんですよ。ただ、例えば担当者さんだって、JICSの担当者さん、バンダアチェでお一人はたしかデング熱か何かにかかっちゃってひどい目に遭ってるわけですよ。やっぱりね、そういう一生懸命現場の人たちはやっているわけだから、それをやはりみんながね、やっぱり協力してそれを守り立ててやるような形でインドネシアの人たちに喜ばれるようなシステムという、そのスキームというものを作っていただきたいというふうに思うんですよ。

で、ちょっと一つ、一点気になったことがあるので聞きたいんですけども、JICSさんに聞きたいんですが、放送局用家具、これ私も実物を見たんですけども、普通の事務用机ですね。この入札については前にも私国会で御質

問申し上げたんですが、十一社に呼び掛けたんですが、何か調べてみたら一社だけが値札入れているんですね。値段入れたのは一社だけだと、そうですね。

○参考人(佐々木高久君) お答えいたします。

インドネシア政府と協議いたしまして、十一社に対してファクスで通知をいたしまして、そのうち三社が応札したということを確認しております。

○白眞勲君 いや、私は現地のJICSの長谷川所長に聞いたら、一社だけが値札を入れたというふうになっているんですけど、その辺どうなっているのでしょうか。

○参考人(佐々木高久君) お答えいたします。

その点を正確に申し上げますと、三社が応札して札を入れたけれども、そのうちの二社が資格を欠いていたということだそうでございます。

○白眞勲君 何かちょっとごまかさないでください。結果的に一社になっちゃったわけですね。価格の審査としては一社しか残ってなかったということですよ。

○参考人(佐々木高久君) 三社が応札しまして、残った一社、二社が失格になりましたので、一社の価格を取ったということでございます。

○白眞勲君 それ変じゃないですか。一社しか入札しなければ、これまあ百万円弱じゃなかったかと思うけれども、私だったら一億円ぐらい出しますよ、これ。それだって入札を、これ、あれじゃない、決まっちゃうじゃないですか。

これ、会計検査院の方いらっしゃると思うんですけども、その最終的に一社が札を入れた場合というのはどうなっているんでしょうか。ちょっと御解説願いたいと思います。

○説明員(諸澤治郎君) 具体的なその個別の事案については別といたしまして、一般論として申し上げることになりますけれども、入札制度と申しますのは、端的に申し上げますと、入札参加者にその申込みに係る金額を記入した札を投じさせて競争をさせて、そのうち国等に最も有利な札を投じた者を契約の相手方としようとする制度でございます。そういう制度の中で、最終的な応札、落札者が決定されるものと考えております。

○白眞勲君 結局、複数社がなければこれは入札として成り立たないということをお会計検査院の方はおっしゃっているわけですよ。ということは、これやっぱり恣意的、だからホームページにも複数社間の価格競争と書いてある。複数社間の価格競争は結果的におかしい、なかったと言えるわけですよ。これ極めておかしいんじゃないんでしょうか。

こういうこと、特に事務用の家具、私、見に行ったらね、本当に普通の家具ですよ。何でジャカルタでやるんだっていうのが私は不思議でしょうがないんですよ。バンダアチエの市内で調達できる家具ですよ。わざわざ、飛行機で言えば二時間も掛かるような距離からそのような机を調達すること自体が、私は非常に極めて分かりにくいと言わざるを得ないというふうに思いますが、この件について、時間なくなっちゃいましたんで、また続けてこれからも、言うといけないのでお楽しみにということをやりたいというふうに思っております。

以上でございます。

(以下、省略)